

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 9 月 27 日

火 曜 日

号 外

目 次

規 則

○公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 9 月 27 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第550号

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則（平成14年富山県人事委員会規則第 183号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「公益社団法人富山県観光連盟」を「公益社団法人とやま観光推進機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の規定は、平成28年 6 月 14 日から適用する。

(人委・職員課)

